

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年12月12日認可した。

平成28年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）榎井西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）苗田杓子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）池田股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）橘地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北山地区